

こ 成 基 181 号  
6 文科初第 1301 号  
令和 6 年 9 月 27 日

各 都 道 府 県 知 事  
各指定都市・中核市市長  
各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市・中核市教育委員会教育長  
附属幼稚園又は幼保連携型認定こども園  
を置く各国立大学法人の長

こども家庭庁成育局長  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行について（通知）

このたび、令和 6 年 6 月 19 日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号。以下「第 14 次地方分権一括法」という。）により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）が改正されたことを受け、今般、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「幼保連携型基準」という。）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 9 月 27 日より公布・施行されますので通知いたします。

これらの改正の概要等は下記のとおりです。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会及び中核市教育委員会を除く。）に対して、周知を図るとともに、適切な運用が図られるよう配慮願います。

## 記

### 1. 改正の趣旨

令和 6 年 6 月 19 日付通知（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法の改正について（通知））で周知したとおり、認定こども園法一部改正法附則第 5 条第 1 項及び第

2項の規定による保育教諭等の資格要件等の特例が延長されたことを受け、幼稚園教諭免許状又は保育士の登録のいずれか一方を受けている副園長又は教頭を幼保連携型基準上必要な員数に算入できることとする特例の期間について延長するもの（幼保連携型基準附則第3条の一部改正）。

## 2. 改正の概要

幼保連携型基準第5条第3項に規定する園児の年齢別の職員配置の員数に含めることができる副園長又は教頭の資格要件として、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた者に限ることとしているが、幼保連携型基準附則第3条の規定により、特例として、幼稚園免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、職員配置の員数に含めることができる。

本特例を延長することとし、延長期間は、副園長又は教頭は、主幹保育教諭・指導保育教諭と同様に、他の職員に対する指導・助言を行う立場にあり、その職務上、教育保育の両方に通じる必要性が他の職員よりも高いことから、認定こども園法一部改正法に基づく主幹保育教諭・指導保育教諭に係る特例の延長期間と同様、幼保連携型基準附則第3条の施行の日から12年間（令和8年度末まで）とする。

## 4. 施行期日等

公布の日：令和6年9月27日

施行期日：公布の日

### 【別紙資料】

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」新旧対照表

本件連絡先

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

電話：03-6861-0053（直通）

e-mail：seiikukiban.hourei1@cfa.go.jp

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

電話：03-6734-3136（直通）

e-mail：youji@mext.go.jp

別紙

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="248 394 336 423">附 則</p> <p data-bbox="165 483 783 562">(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p data-bbox="165 575 783 786">第三条 施行日から起算して<u>十二年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>	<p data-bbox="892 394 979 423">附 則</p> <p data-bbox="809 483 1426 562">(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p data-bbox="809 575 1426 786">第三条 施行日から起算して<u>十年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>